

尾道市立市民病院 院外処方の運用

(保険薬局用)

1. 院外処方に関する問合せについて

◊ 受付時間

午前8時30分 から 午後5時15分 まで

※保険関連を除き、緊急時は時間外も対応します。

◊ 受付窓口

処方に関すること ⇒ 薬剤部

保険に関すること ⇒ 医事課

※休日（土・日・祝祭日） ⇒ 救急受付

※時間外 ⇒ 救急受付

◊ 連絡先

TEL : 0848-47-1155 (代表)

FAX : 0848-55-9059 (薬剤部)

2. 疑義照会について

- 処方に対する疑義照会は薬剤部へ電話してください。（ただし、手書き処方の場合は各診療科へ直接電話してください。）
- 薬剤部から処方医へ照会後、折り返し電話にて回答します。
- 疑義照会後は速やかに、「尾道市立市民病院【院外処方せん疑義照会報告書】」（様式1）に必要事項を記入し、薬剤部へFAXしてください。
- 在庫がないことを理由にする処方変更や調剤拒否は認められません。

【特記事項】

- 電子カルテシステムの仕様により、weekly 製剤、monthly 製剤等の投与日数が“回”と表記される場合がありますが、“日”へ置換してください。疑義照会は不要です

3. 調剤銘柄の報告について ⇒ 2020年4月1日から不要です。

~~一般名処方による調剤及び後発医薬品への変更調剤を行った場合は、「尾道市立市民病院【調剤銘柄報告書】」（様式2）に必要事項を記入し、薬剤部へFAXしてください。~~
~~②回目以降に前回と同一銘柄を調剤する場合の報告は不要です。~~

4. 調剤過誤等の報告について

- ・ 調剤過誤等発生時は速やかに処方医へ連絡し、直接指示を仰いでください。
- ・ 対応後、「尾道市立市民病院【インシデント報告書】」（様式 3）に必要事項を記入し、薬剤部へ FAX してください。

5. 残葉確認時の対応について

- ・ 「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」にチェックがある場合
⇒ 通常どおり疑義照会してください。
- ・ 「保険医療機関へ情報提供」にチェックがある場合
⇒ 「尾道市立市民病院【残葉情報提供書】」（様式 4）に必要事項を記入し、薬剤部へ FAX してください。
- ・ その他、必要に応じて疑義照会してください。

6. トレーシングレポート

処方医等へ提供すべき服葉状況等の情報で、緊急性がない（次回受診時までに検討すればよい）ものについては、「尾道市立市民病院【トレーシングレポート】（服葉情報提供書）」（様式 6）に必要事項を記入し、薬剤部へ FAX してください。
緊急性がある場合は受診勧奨するなど、適切な対応をお願いします。

7. その他

薬事委員会の結果（採用薬変更情報等）及び保険薬局に関連するインシデント事例を定期的にメールで尾道薬剤師会へお知らせします。

2020 年 4 月 1 日
尾道市立市民病院